

議事内容

(1) 議事録署名者は、審議会運営規程第6条の規定に基づき、会長の指名により、1号委員の大塚俊幸委員、2号委員の安達保子委員に決定した。

(2) 付議事項

第1号議案 尾張都市計画道路の変更について

【三浦都市整備課長】 (資料に基づき変更内容について説明)

【磯部会長】 意見がないようなので、原案に異議のない方の挙手を求める。
(全員挙手)

【磯部会長】 全員挙手であり、原案に異議ないものとして決定し、その旨を春日井市長に答申することとする。

第2号議案 尾張都市計画生産緑地地区の変更について

【鈴木農政課長】 (資料に基づき変更内容について説明)

【原田委員】 生産緑地の面積は、30年前と比較してどのように推移しているのか。

【鈴木農政課長】 平成4年に58.6ha、502団地、1061筆を指定した。平成5年に一部追加指定、平成19年に熊野桜佐地区の市街化編入に伴い46.9ha、415団地、885筆となった。令和4年には27.3ha、258団地、540筆となり、令和5年に24.8ha、237団地、483筆と推移している。

【原田委員】 今回解除された生産緑地は、今後どのように活用されるのか。

【鈴木農政課長】 今年の10月12日に現地調査した結果だが、農地が9,100㎡で全体の34.6%、建売住宅が5,903㎡で22.5%、賃貸住宅が3,441㎡で13.1%、駐車場が2,702㎡で10.3%、更地が1,804㎡で6.9%、店舗が1,401㎡で5.3%、自己用住宅が1,032㎡で3.9%、区画造成中が893㎡で3.6%である。

【横江委員】 生産緑地を指定する際、面積500㎡が要件となっているが、解除の際にも面積の要件はあるのか。

【鈴木農政課長】 生産緑地を一部除外した際に500㎡を下回る場合は、一団が解除される。今回はそういった道連れに対応するために、隣接する団地に追加して500㎡を確保している。

【横江委員】 どちらかというとな生産緑地を減らしていく方針なのか。

- 【磯部会長】 各地主による判断で減っていく傾向にはある。
- 【大塚委員】 一部除外によって道連れで解除となることを防ぐために、今回のように生産緑地として続けていきたい場合は、隣接する団地に追加するなどの対応をしており、生産緑地を減らしていく方針ではない。
- 【鈴木農政課長】 その通り。
- 【磯部会長】 他に意見がないようなので、原案に異議のない方の挙手を求める。
(全員挙手)
- 【磯部会長】 全員挙手であり、原案に異議ないものとして決定し、その旨を春日井市長に答申することとする。

(3) 諮問事項

諮問第1号 特定生産緑地の指定等について

- 【鈴木農政課長】 (資料に基づき変更内容について説明)
- 【田中委員】 生産緑地と特定生産緑地にはどのような違いがあるのか。
- 【鈴木農政課長】 生産緑地として指定されると30年間税制の優遇を受けることが出来る。引き続き農業を継続したい方については、特定生産緑地に移行することによって、さらに10年間継続して同様の優遇を受けることが出来る。
- 【田中委員】 特定生産緑地には、10年という制限があるということか。
- 【鈴木農政課長】 その通り。一方で10年が経過し、引き続き農業を継続する場合には10年ごとで期間を延長することが出来る。
- 【田中委員】 生産緑地と特定生産緑地には税制の優遇などの内容に違いはなく、生産緑地として30年が経過すると所有者の意向により特定生産緑地に移行となるということか。
- 【鈴木農政課長】 その通り。
- 【田中委員】 これまで指定されてきた生産緑地は、一括で指定されたわけではないため、これから毎年特定生産緑地へ移行もしくは解除されていくのか。
- 【鈴木農政課長】 生産緑地は平成4年に指定をして、平成5年に一部追加指定、平成19年に熊野桜佐地区の市街化編入に伴い指定をした以外に、新規の追加指定はしていない。

【田中委員】 特定生産緑地の場合は、生産緑地と同様に10年間は続けられないといけないということか。

【鈴木農政課長】 その通り。

【磯部会長】 他に意見がないようなので、原案に異議のない方の挙手を求める。
(全員挙手)

【磯部会長】 全員挙手であり、原案に異議ないものとして、その旨を春日井市長に答申することとする。

(4) 報告事項

報告事項 春日井市立地適正化計画の変更について

【荻谷都市政策課長】 (資料に基づき報告内容について説明)

【原田委員】 立地適正化計画に防災指針が追加されることによって、市の施策にどのような変化があるのか。

【荻谷都市政策課長】 設定している目標値に対して、ハード面及びソフト面の両輪で対策を講じていく。今後も引き続き各所属において各防災事業を進めていく。

【田中委員】 パブリックコメントを11月末に控えているとのことだが、資料の量が膨大で、これを一般の市民の方がパソコン上ですべてに目を通したうえで意見をすることはハードルが高い。重要なポイントごとに資料を分けるなど工夫が必要と感じる。

【荻谷都市政策課長】 概要版を併せて掲載するなど方法を検討する。

【横江委員】 計画に対して進捗状況等の報告は行われるのか。

【荻谷都市政策課長】 計画の中間年度となる令和8年度に、数値目標に対する進行状況などを整理し、見直しの必要性を検討する。

【榊原課長補佐】 都市再生特別措置法第84条では、5年ごとに実施状況の評価を行うこととなっている。先ほど申し上げた通り、令和8年度に中間報告と併せて行っていく予定である。

【磯部会長】 他に意見がないようなので、以上をもって本日の議事を終了とする。

午前11時閉会